

令和 6 年度第 11 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 7 年 2 月 10 日（月） 開会 9 : 30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301 会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 12 名

俵口 和義	木原 緑	門司 雅門
田中 誠二	廣渡 秀雄	野中 良雄
安部 慈人	花田 三枝	神谷 義幸
桃川 公治	大村 武彦	山田 和夫

（2）欠席委員 0 名

（3）出席農地利用最適化推進委員 1 名

高崎 和巳

4. 委員会に附した議案

議案第 30 号 農地法第 3 条の許可申請について

議案第 31 号 農地法第 5 条の許可申請について

議案第 32 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について

議案第 33 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第 11 回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は糠塚で 1 件、5 条の転用申請です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人について、9 番の大村委員、10 番の神谷委員よりよろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 1 ページをご覧ください。議案第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 2 筆です。場所は手野 423 及び 432 番、地目はどちらも田。面積、区分はどちらも記載の通りです。目的は所有権の移転です。位置図を 2 ページに載せています。場所は、手野の交差点から手野の集落方面に入って少し進んだところを右折した辺りの農地となっております。それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。第 1 号 農地の全部効率利用については譲受人は所有地及び借入農地で米穀と野菜を作付しています。そのため農作業への従事者への状況から全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしております。第 4 号農作業常時従事については耕作に必要な日数である 150 日を超えておりますので問題なしとしております。第 5 号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので、問題なしとしております。第 6 号 地域との調和については譲受人は地元の認定農業者であるため農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、問題なしとしております。説明については以上です。

議長 それでは議案第 30 号について質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。続きまして議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案 3 ページをご覧ください。議案第 31 号農地法第 5 条の規定による申請について、農地法第 5 条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第 4 の 1 の (4) のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は 3 ページに記載の通りで、申請地は 1 筆です。場所は糠塚 1445 番 1、地目は畑、面積は 463 m²、区分は農振白地です。権利の内容は使用貸借権、ちょっと権の字を誤っておりますので修正をお願いします。転用の目的が、自己用住宅の建築となっております。位置図を 4 ページに載せています。場所が町道の西黒山糠塚線を、芦屋方面に向かって右手の糠塚の集落に入ったところの、角の土地になります。付近の航空写真と字図を 5 ページ、農地の利用計画図を 6 ページに載せています。6 ページの図面をご覧ください。図面を縦に見た際の、下側に農道が入ってる状態で見えていただくと上になる北側に上水道と下水道が来ており、そこから引き込むようになっております。雨水につきましては、図面下側の農道と町道が交わるところ辺りを現地確認した際に、溜枳があったかと思えますけれど、そこに側溝が新しくできますのでそちらに雨水を落とすようになっております。7 ページをご覧ください。対象地の西側ですね。青で示している箇所に L 字型の擁壁をつく予定となっております。こちらが隣地の畑の土留となるということです。8 ページには立面図をつけております。それでは別紙でお配りしております許可基準表をご覧ください。1. 立地基準については、概ね 10 ヘクタール以上の規模の団一の農地の区域内の農地のため、第 1 種農地となります。(2) の申請することがやむを得ないと認められる理由といたしましては集落に接続して設置されるものと、いうふうになっております。続いて、2、一般基準です。1. 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と住宅ローンの審査結果から問題ないことを確認しております。2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請が土地であることを確認しております。3. 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みは、提出された事業計画書からすぐ着工することを確認しているため、○としています。6. 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。最後 8. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上となります。

議長

議案第 31 号について当該委員さん、何かご意見がございましたら。

桃川委員

現地確認で皆さんもご承知だと思いますが道路に上水道も下水道も入ってます。雨水も横に側溝があるということで、特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら。

安部委員 境界立会は道路管理者が行っていると思うんですが、一部水路が隣地に入っているという事で、同じ幅でやりたいのと道路部分がちょっと形状が変わるという事で管理者の都市建設課と協議済みなんですね？

事務局 隣接する町道及び農道の管理者である町の都市建設課・農林水産課どちらも協議済みとなっております。

議長 他に何かございますか。ないようですので、許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。続きまして、議案第 32 号 農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局 はい。9 ページをご覧ください。議案第 32 号 農用地利用集積計画、所有権移転の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長、俵口和義。こちらは推進機構の売買事業を活用したもので、今回 1 件、3 筆の申請が上がっております。11 ページに当該農地の位置を示しています。10 ページに議案第 33 号ということで機構から買い手への審議を今月ちょっとまとめて、当初議案として上げる予定だったんですけども。ちょっと推進機構の方から買い手への審議は 3 月に行ってくださいということで議案第 33 号につきましては来月の農業委員会で継続審議とさせていただきます。今回は、議案第 32 号の出し手から推進機構への所有権の移転の審議のみとなっております。説明については以上です。

議長 はい。この件につきまして何か質問意見等ございましたら。

廣渡委員 なんで審議したらいけないのか？ 買い手は決まっているのに。

事務局 まだ推進機構から買い手に売買する関係の書類が農業委員会の事務局に届いていないからです。

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、議案第 32 号について許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。それでは続きまして、その他の項について事務局説明をお願いします。

【その他の項】

1. 農業巡りツアーについて

2. 次回の日程について

- ・日 時：3月7日（金）午前9時30分から
- ・場 所：岡垣町役場 301 会議室

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
